

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-71 車幅灯</p> <p>7-71-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。（保安基準第 34 条第 1 項関係）</p> <p>7-71-2 性能要件</p> <p>7-71-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 34 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 1 項関係、細目告示第 123 条第 1 項関係）</p> <p>① 車幅灯は、夜間にその前方 300m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が 5W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm²以上であり、かつ、その機能が正常である車幅灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、橙色であつてもよい。</p> <p>③ 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向 45° の平面（二輪自動車及び側車付二輪自動車の左右それぞれに備えるものについては、内側方向 20° の平面）及び車幅灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3. 4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>④ 車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる車幅灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 123 条第 2 項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p>	<p>8-71 車幅灯</p> <p>8-71-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。（保安基準第 34 条第 1 項関係）</p> <p>8-71-2 性能要件</p> <p>8-71-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 34 条第 2 項関係、細目告示第 201 条第 1 項関係）</p> <p>① 車幅灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、橙色であつてもよい。</p> <p>③ 車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</p> <p>(2) 車幅灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 201 条第 2 項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p> <p>7-71-2-2 テスタ等による審査</p> <p>7-71-2-1 (1) ②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、同規定に適合するものとする。</p> <p>7-71-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第34条第3項関係）</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係）</p> <p>① 車幅灯の数は、2個又は4個であること。</p> <p>ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（被牽引自動車にあっては、150mm以内）となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。</p> <p>⑥ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>ア 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの</p> <p>イ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に前部霧灯を取付ける</p>	<p>8-71-2-2 テスタ等による審査</p> <p>8-71-2-1 (1) ②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p> <p>8-71-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第34条第3項関係）</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第201条第3項関係）</p> <p>① 車幅灯の数は、2個又は4個であること。</p> <p>ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>③ 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。</p> <p>ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。</p> <p>④ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>ア 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの</p> <p>イ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に前部霧灯を取付ける</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ことができないもの</p> <p>⑧ 車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。</p> <p>ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない。</p> <p>⑨ 車幅灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑩ 車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑪ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（白色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。</p> <p>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（橙色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑬ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-71-2-1 (1) [大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-71-2-1 (1) ③に係る部分を除く。] に掲げる性能〔車幅灯のH面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては 7-71-2-1 (1) ③の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあつては 7-71-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45° 」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取付けられた側方灯が 7-71-2-1 (1) ③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては 7-71-2-1 (1) ③の基準中「外側方向 80° 」とあるのは「外側方向 45° 」とし、車幅灯のH面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-71-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45° 」とあるのは「内側方向 20° 」とする。] を損なわないように取付けられていること。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-71-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる車幅灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 123 条第 4 項関係）</p>	<p>ことができないもの</p> <p>⑥ 車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。</p> <p>ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない。</p> <p>⑦ 車幅灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑧ 車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑨ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（白色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑤から⑦までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。</p> <p>⑩ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（橙色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑤から⑦までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑪ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-71-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 車幅灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 201 条第 4 項関係）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p>	<p>8-71-4 適用関係の整理 7-71-4の規定を適用する。</p>
<p>7-71-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和35年9月30日以前に製作された軽自動車については、7-71-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第2項第1号関係)</p> <p>(2) 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、7-71-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第3項第1号関係)</p> <p>(3) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、7-71-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第2項第2号、第3項第2号及び第3号関係)</p> <p>(4) 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、7-71-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第3項第4号関係)</p> <p>(5) 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、7-71-9(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第1項、第2項第3号、第3項第5号及び第6号関係)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-71-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第32条第12項関係)</p> <p>① 平成29年11月17日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成29年11月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの</p> <p>③ 平成29年11月17日以前に法第75条の3の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの</p> <p>④ ②又は③に掲げる自動車と車幅灯に係る性能について変更がないもの</p> <p>7-71-5 従前規定の適用① 昭和35年9月30日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第2項第1号関係)</p> <p>7-71-5-1 装備要件 なし。</p> <p>7-71-5-2 性能要件 7-71-7-2に同じ。</p> <p>7-71-5-3 取付要件 7-71-7-3に同じ。</p> <p>7-71-6 従前規定の適用② 昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第3項第1号関係)</p> <p>7-71-6-1 装備要件 自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から650mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-6-2 性能要件 7-71-7-2に同じ。</p> <p>7-71-6-3 取付要件 7-71-7-3に同じ。</p> <p>7-71-7 従前規定の適用③ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第2項第2号、第3項第2号及び第3号関係)</p> <p>7-71-7-1 装備要件 自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

7-71-7-2 性能要件

車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

- ① 車幅灯は、夜間にその前方 150m の距離から点灯を確認できるものであること。
- ② 次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。
この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。
ア 光源が 5W 以上で照明部の大きさ（車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。）が 15cm²以上のもの
イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一位置に備えられたもの
ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの
エ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの
- ③ 車幅灯は灯器が損傷し、又はレンズが著しく汚損しているものでないこと。

7-71-7-3 取付要件

- (1) 車幅灯は、7-71-7-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。
 - ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。
 - ③ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（被牽引自動車にあつては、150mm 以内）となるように取付けられていること。
 - ④ 前面の両側に備える車幅灯は、左右同じ高さにと付けられたものであること。
ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあつては、この限りでない。
 - ⑤ 車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。
ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられている場合であつてその側の車幅灯を備えたときは、当該車幅灯については、この限りでない。
 - ⑥ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑤の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造とすることができる。
- (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1) の基準に適合するものとする。

7-71-8 従前規定の適用④

平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 32 条第 3 項第 4 号関係）

7-71-8-1 装備要件

7-71-9-1 に同じ。

7-71-8-2 性能要件

7-71-8-2-1 視認等による審査

7-71-9-2-1 に同じ。

7-71-8-2-2 テスタ等による審査

7-71-9-2-2 に同じ。

7-71-8-3 取付要件

- (1) 車幅灯は、7-71-9-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
 - ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。
 - ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。
 - ③ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（被牽引自動車にあつては、150mm 以内）となるように取付けられていること。
 - ④ 前面の両側に備える車幅灯は、左右同じ高さにと付けられたものであること。
ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあつては、この限りでない。
 - ⑤ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであつて、その自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないものに備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。
 - ⑥ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させて

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>いる場合においては、⑤の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造でなければならぬ。</p>	
<p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	
<p>7-71-9 従前規定の適用⑤</p>	
<p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第1項、第2項第3号、第3項第5号及び第6号関係)</p>	
<p>7-71-9-1 装備要件</p>	
<p>自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p>	
<p>7-71-9-2 性能要件</p>	
<p>7-71-9-2-1 視認等による審査</p>	
<p>車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	
<p>① 車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであること。 ② 次に掲げる車幅灯であって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。 この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ア 光源が5W以上で照明部の大きさ(車両中心線に直角な鉛直面への投影面積とする。ただし、不透明なモール等により仕切られた照明部にあっては、当該モール等に相当する部分の投影面積を除くものとする。)が15cm²以上のもの イ 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一位置に備えられたもの ウ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているもの又はこれに準ずる性能を有するもの エ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたもの又はこれに準ずる性能を有するもの ③ 車幅灯の灯光の色は、白色、淡黄色又は橙色であり、その全てが同一であること。 ④ 車幅灯は灯器が損傷し、又はレンズが著しく汚損しているものでないこと。</p>	
<p>7-71-9-2-2 テスタ等による審査</p>	
<p>7-71-9-2-1③の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p>	
<p>7-71-9-3 取付要件</p>	
<p>(1) 車幅灯は、7-71-9-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下となるように取付けられていること。 ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。 ③ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(被牽引自動車にあっては、150mm以内)となるように取付けられていること。 ④ 前面の両側に備える車幅灯は、左右同じ高さに取付けられたものであること。 ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。 ⑤ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないものに備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。 ⑥ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑤の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造でなければならない。 (2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	
<p>7-71-10 従前規定の適用⑥</p>	
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第12項関係)</p>	
<p>① 平成29年11月17日以前に製作された自動車 ② 平成29年11月17日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの ③ 平成29年11月17日以前に法第75条の3の規定によりその「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置」の型式について指定を受けた自動車であって、平成29年11月18日以降に車幅灯に係る性能について変更がないもの ④ ②又は③に掲げる自動車と車幅灯に係る性能について変更がないもの</p>	
<p>7-71-10-1 装備要件</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

自動車（二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。

ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

7-71-10-2 性能要件**7-71-10-2-1 視認等による審査**

(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 車幅灯は、夜間にその前方 300m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

この場合において、その光源が 5W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm²以上であり、かつ、その機能が正常である車幅灯は、この基準に適合するものとする。

② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。

ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、橙色であってもよい。

③ 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向 45° の平面及び車幅灯の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。

この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。

④ 車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

(2) 次に掲げる車幅灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯

7-71-10-2-2 テスタ等による審査

7-71-10-2-1 (1) ②のただし書の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、同規定に適合するものとする。

7-71-10-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

① 車幅灯の数は、2 個又は 4 個であること。

ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。

② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。

③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。

④ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内（被牽引自動車にあっては、150mm 以内）となるように取付けられていること。

⑤ 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取付けられたものであること。

ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。

⑥ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。

⑦ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。

ア 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであつて、その自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの

イ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものであつて、その自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に前部霧灯を取付けることができないもの

⑧ 車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければなら

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>ない。</p> <p>ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限りでない。</p> <p>⑨ 車幅灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑩ 車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>⑪ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（白色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。</p> <p>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯（橙色のものに限る。）は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑬ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-71-10-2-1 (1) [大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-71-10-2-1 (1) ③に係る部分を除く。] に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「下方 15° 」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあつては 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45° 」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取付けられた側方灯が 7-71-10-2-1 (1) ③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「外側方向 80° 」とあるのは「外側方向 45° 」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量 3.5t 以下のものの車幅灯の照明部の下縁の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45° 」とあるのは「内側方向 20° 」とする。] を損なわないように取付けられていること。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-71-10-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる車幅灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p>	